

令和8年度仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金 Q & A

【補助対象となる相談支援専門員・配置要件に関する質問】

Q1 令和8年4月に非常勤専従で常勤換算0.8の専門員1名を増員した場合、補助の対象となるか。また、非常勤2名で合わせて常勤換算1以上を配置した場合は補助対象となるか。

A 本補助金の対象となる相談支援専門員は、対象配置開始日の期間内に新たに配置された常勤かつ専従の相談支援専門員であるため、いずれの場合も補助対象となりません。

Q2 事業所の体制が常勤換算で2.5（常勤専従2名と非常勤専従1名）だったところ、職員の勤務形態の変更により、常勤換算員数が3.0（常勤専従3名）となった場合、確保支援費補助金の対象となるか。既存職員の勤務形態が非常勤又は兼務から常勤専従へ変更した場合は、どのような取扱いはどのようにになるか。

A 既に対象事業所に配置されている相談支援専門員について、勤務形態を非常勤又は兼務から常勤専従へ変更したのみの場合は、確保支援費補助金の対象とはなりません。本補助金においては、あくまで対象配置開始日の期間内に「新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を配置したこと」を要件としています。

Q3 配置した職員について、配置前は同一法人内の別のサービス事業所で勤務していたが、配置前の6カ月間に、同法人内の別の相談支援事業所で相談支援専門員として勤務していた期間がある場合、確保支援費補助金の対象となるか。

A 補助対象となりません。

同一法人内であるかどうかにかかわらず、配置前6カ月間に、市内の他の相談支援事業所において相談支援専門員として勤務していた場合は、補助対象となりません。なお、勤務していた期間が配置の6カ月間に含まれない場合は、補助対象となり得ます。

Q4 新規事業所を常勤専従の相談支援専門員2名で立ち上げた場合、2名とも補助対象となるか。

A 常勤専従の相談支援専門員2名での立上げの場合は、どちらか1名のみが対象となります。

Q5 常勤専従とはどのような勤務形態をいうのか

A 常勤とは、事業所で定める常勤職員の勤務時間を満たして勤務することをいい、週32時間以上の勤務で常勤として取り扱うことができます。専従とは、勤務時間中に当該職務のみに従事することをいいます。

Q6 「配置の日前6か月間に市内の他の相談支援事業所で相談支援専門員として従事していないこと」は、兼務、非常勤、短時間勤務も含めて判断するのか。

A 含めて判断します。

市内の他の相談支援事業所において、常勤・非常勤、専従・兼務か、勤務時間の長短を問わず、相談支援専門員として従事していた期間がある場合は、補助対象となりません。

【申請時期に関する質問】

Q7 令和8年4月1日から令和9年1月1日までの間に専門員を増員した場合、申請はいつ行えば良いか。

A 常勤専従の専門員を配置した日が令和8年4月1日から7月1日までの場合は、第1期または第2期のいずれかの申請期間で申請できます。

配置した日が令和8年7月2日から令和9年1月1日の期間である場合は、第2期の申請期間で申請してください。

なお、第1期の申請期間は、令和8年8月3日から9月30日、第2期の申請期間は、令和9年2月1日から3月19日までです。

Q8 同一年度内に、第1期申請と第2期申請の両方で申請することは可能か。例えば、同一事業所内で、4月1日に配置した職員を第1期申請で、12月1日に配置した別の職員を第2期申請で申請することは可能か。

A 可能です。

第1期申請と第2期申請で対象となる職員が異なる場合は、同一年度内に同一事業所がそれぞれ申請することができます。ただし、それぞれの職員について、申請日時点で2月以上継続して配置されていることなど、交付要綱に定める要件を満たす必要があります。

【配置期間・継続配置期間の取扱いに関する質問】

Q9 確保支援費補助金では2カ月以上、定着支援費補助金では8カ月以上継続して配置されていることが要件とされているが、申請日時点で当該期間を満たしている必要があるか。

A 申請日時点で満たしている必要があります。

なお、育児休業、介護休業、病気休暇、病気休職その他これらに類する事由により、対象事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員として勤務していない期間は算入されません。

Q10 対象専門員が配置後に病気休暇等を取得した場合、配置期間又は継続配置期間はどのように考えればよいか。また、配置期間又は継続配置期間中について、途中で病気休暇を取得した場合、病気休暇前後の勤務期間を通算して考えてよいか。

A 病気休暇等により、対象事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員として勤務していない期間は、配置期間又は継続配置期間には算入できません。

また、病気休暇等の前後の勤務期間を通算して、当該期間を算定することはできません。対象専門員が常勤かつ専従の相談支援専門員として継続して配置されていることが要件となるため、期間は連続している必要があります。

例えば病気休暇等から復帰した後、申請日時点で8カ月連続して常勤かつ専従の相談支援専門員として配置されている場合は、定着支援費補助金における継続配置期間の要件を満たすこととなります。

なお、対象専門員の継続配置に係る要件のほか、事業所における人員体制に係る要件も満たす必要がありますので、ご注意ください。

【確保支援費補助金】

配置期間中、対象専門員を含めた支援員常勤換算員数が 2.0 以上であり、かつ、確保補助金申請日における支援員常勤換算員数が、対象専門員の配置の日における支援員常勤換算員数を下回っていないことが要件となります。

【定着支援費補助金】

確保補助金申請日から定着補助金申請日までの間、支援員常勤換算員数が、確保補助金申請日における支援員常勤換算員数と同数以上で維持されていることが要件となります。

Q11 対象専門員が8カ月以上継続して配置されていたものの、定着支援費補助金の申請日時時点で病気休暇等を取得している場合、補助対象となり得るか。

A 補助対象とはなりません。

対象専門員の継続配置に係る要件のほか、確保補助金申請日から定着補助金申請日までの間、事業所の対象専門員を含めた常勤換算員数が、確保補助金申請日における支援員常勤換算員数と同数以上で維持されていることも要件となります。

【利用契約件数に関する質問】

Q12 利用契約件数に係る「継続勤務月数に2を乗じた件数」の計算において、月の端数はどのように扱うのか。

A 継続配置期間の月数に1カ月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てて計算するものとします。

例えば、継続配置期間が8カ月と数日の場合は、8カ月として計算するため、8か月に2を乗じた16件以上の契約件数の増加が必要となります。

Q13 利用契約件数に係る「継続配置期間の月数に2を乗じた件数」について、補助対象の相談支援専門員が主担当でないケースも新規件数として含められるのか。

A 含めることができます。

契約件数の増加要件は、事業所全体としての新規利用契約件数の増加を確認するものです。そのため、補助対象の相談支援専門員が主担当でない新規ケースについても、要件上の契約件数に含めることができます。

Q14 新規契約後、短期間で終了した利用者は、件数として最終的にどう扱われるのか。

A 新規契約後、申請時点において既に契約が終了している利用者については、新規利用契約件数から差し引くものとします。

【指定特定相談支援事業所支援力向上研修の受講要件に関する質問】

Q15 「指定特定相談支援事業所支援力向上研修」について、一部の回を欠席した場合でも、定着支援費補助金の交付要件を満たすことはできるか。

A 原則として、要件を満たしません。

定着支援費補助金では、対象専門員が申請日時点において、指定特定相談支援事業所支援力向上研修の全課程を受講していることが要件となります。

ただし、対象専門員が定着補助金申請日において相談支援従事者現任研修の課程を修了している場合、又は継続配置期間中に対象事業所が主任相談支援専門員配置加算Ⅰ又はⅡを取得していることが確認できる場合は、支援力向上研修の受講要件は不要です。

Q16 主任相談支援専門員の配置による支援力向上研修の受講要件の免除は、法人単位で判断するのか、事業所単位で判断するのか。

A 事業所単位で判断します。

主任相談支援専門員の配置による研修要件の免除については、事業所単位で判断します。

支援力向上研修の受講要件は、継続配置期間中に対象事業所が主任相談支援専門員配置加算Ⅰ又はⅡを取得していることが確認できる場合に不要となります。そのため、法人内の別事業所で主任相談支援専門員を配置している場合や、当該加算を取得している場合であっても、対象事業所で当該加算を取得していない場合は、研修受講要件の免除対象とはなりません。